告示

○総務省告示第百一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第七項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じた旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

政党交付金の返還命令

政党の名称　日本のこころ

政党交付金の返還命令額　27,865円

（理由）政党助成法第33条第２項第４号に該当するため。

政党の名称　日本を元気にする会

政党交付金の返還命令額　3,134,684円

（理由）政党助成法第33条第２項第４号に該当するため。

○総務省告示第百二号

平成二十九年三月三十日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項の居住困難区域（以下「居住困難区域」という。）であった区域のうち、次の区域について、居住困難区域の指定を解除する。

平成二十九年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

川俣町山木屋　字入久保山の全ての区域
字大久保入山の全ての区域
字上大沢山の全ての区域
字木向山のうち一〇六番から一〇八番
字木ノ間山の全ての区域
字境林山の全ての区域
字坂下の全ての区域
字坂下向山の全ての区域
字菅平のうち二四番から二五番二及び五九番一から六四番一
字菅向のうち一〇番一から一七番二、二一番から二四番及び三四番
字菅ノ又のうち一番から一八番二、六三番から七八番、八八番及び八九番
字世戸八山の全ての区域
字羽馬山の全ての区域
字橋端山の全ての区域
字羽山向山の全ての区域
字東久保山の全ての区域
字広久保山の全ての区域
字平蔵林山の全ての区域
字丸四天山の全ての区域
字水境の全ての区域
字向出山の全ての区域
字向羽山の全ての区域

川俣町内国有林福島森林管理署

一六三林班、一六四林班並びに一六五林班のうち「わ」、「か[1]」、「か[2]」及び「よ」を除く区域

浪江町　大字牛渡の全ての区域
大字樋渡の全ての区域
大字川添の全ての区域
大字小野田の全ての区域
大字谷津田の全ての区域
大字田尻の全ての区域
大字立野の全ての区域
大字苅宿の全ての区域
大字加倉の全ての区域
大字酒田の全ての区域

飯舘村　草野の全ての区域
深谷の全ての区域
伊丹沢の全ての区域
関沢の全ての区域
小宮の全ての区域
沼平の全ての区域
飯樋の全ての区域
比曽の全ての区域
蕨平の全ての区域
関根の全ての区域
松塚の全ての区域
臼石の全ての区域
前田の全ての区域

飯舘村内国有林磐城森林管理署

二三〇一林班から二三〇三林班、二三〇六林班から二三〇九林班、二三一三林班から二三四一林班及び二三四五林班から二三五九林班

○法務省告示第百六十四号

千葉県成田市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十九年五月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、成田市役所又は千葉地方法務局佐倉支局に照会すること。

平成二十九年三月三十日

法務大臣　金田　勝年

千葉県成田市成田九百十一番地ノ五

浪川清右エ門

○法務省告示第百六十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年三月三十日

法務大臣　金田　勝年

住所　福岡県古賀市駅東５丁目９番２号
朴正徳　昭和42年５月２日生

周夕マミ　昭和42年９月13日生

朴桃佳　平成11年４月26日生

朴将平　平成13年３月８日生

朴詩月　平成16年３月11日生

住所　山梨県南都留郡忍野村忍草951番地１
ホアン・カンフン　昭和57年11月12日生

ホアン・カンナト　平成23年３月15日生

住所　名古屋市昭和区広路通７丁目10番地
金賢佳　平成元年11月25日生

住所　静岡市駿河区小鹿２丁目５番１―608号
ムハンマド・アカラム・ホセン　昭和54年12月25日生

住所　大分県国東市国東町冶部丸235番地16
グエン・チ・ハイ　昭和46年２月17日生